

みんなで決める まちの未来！

和光市議会 ガイドブック

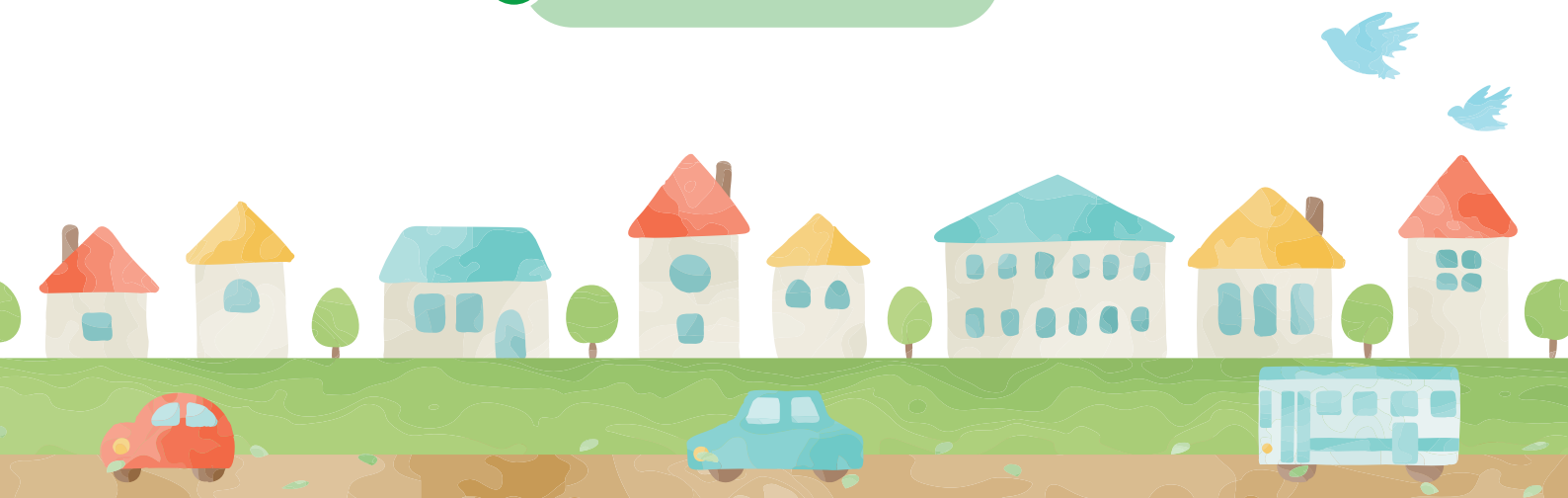
議会の仕組み・権限

請願・陳情

議会の公開

議会の構成

議員名簿





和光市
イメージキャラクター
「わこうっち」



和光市
キャラクター
「さつきちゃん」

はじめに

市民の皆様に市議会の仕組みや活動についてわかりやすくお伝えするために、市議会のガイドブックを作成しました。市議会を知る手引きとして、ぜひ、ご覧ください。

和光市がより住みやすく、より魅力的なまちになるよう、市民の皆様に選んでいただいた議員一人ひとりが、その責務と役割を果たし、一層市民に開かれた議会、地方分権時代にふさわしい議会となるよう、誠心誠意活動してまいります。

令和5年7月
和光市議会議会運営委員会



目 次

市議会	1
○議会の役割	1
○開かれた議会を目指して	1
議会の仕組み	2
○定例会と臨時会	2
○定例会の審議順序	2
市議会の権限	3
○議決	3
○市政のチェック	3
○意見書の提出と決議	3
○請願・陳情の審査	4
○請願書（陳情書）の書き方	4
委員会	5
○議会運営委員会	5
○常任委員会	5
・総務環境常任委員会	5
・文教厚生常任委員会	6
・予算決算常任委員会	6
○特別委員会	6
議会以外の各種委員等	6
議会の構成	7
○市議会議員	7
○議長・副議長	7
○会派	7
○議会事務局	7
議員報酬等	8
○議員報酬・期末手当	8
政務活動費	8
○政務活動費の額	8
○政務活動費を充てることができる経費	8
議会の公開	9
○傍聴	9
○会議録等の閲覧・検索	9
○本会議ライブ中継・議会録画配信	9
○市議会だより	9
○議会報告会	9
○市議会ホームページ	9
議員名簿	10
議事堂案内図	12

市議会

議会の役割

市議会は、選挙によって選ばれた議員が、市長(執行機関)の行財政運営が適正・適切に行われているかどうかをチェックしたり、団体意思を決定する(議決機関)という重要な役割をもっています。

市民の皆さんの税金や、国や県からの各種補助金などが、市民の皆さんのために正しく使われているかどうかを審査・調査し、時には市の方針に対して軌道修正を求めることもあります。

開かれた議会を目指して

現在の社会は、時代の激変に伴い、子育て、高齢化、防災、環境、まちづくりなど様々な問題が提起され、社会自体が変化しつつあります。

このような状況の中で、市民は自らの責任において、自分たちのまちのことは自分で決めることが求められています。また、行政にとっても市民の意見を反映するには、市民参加を促す行政や議会からの積極的な情報公開が重要となっています。

和光市議会では、地方自治制度の二元代表制の下において、議会活動及び議会運営に係る基本事項を定めることにより、市民の付託に的確にこたえ、住民福祉の向上に寄与することを目的に議会基本条例を制定しました。より開かれた議会の実現を目指し一步一步着実に議会改革を進めています。

市議会の会議は原則公開となっているほか、インターネット上でも本会議のライブ中継・録画配信を公開しています。傍聴などを通して、行政の現状や自ら選んだ議員の活動をつぶさに見ていただきたいと考えています。

▼議場風景



議会の仕組み

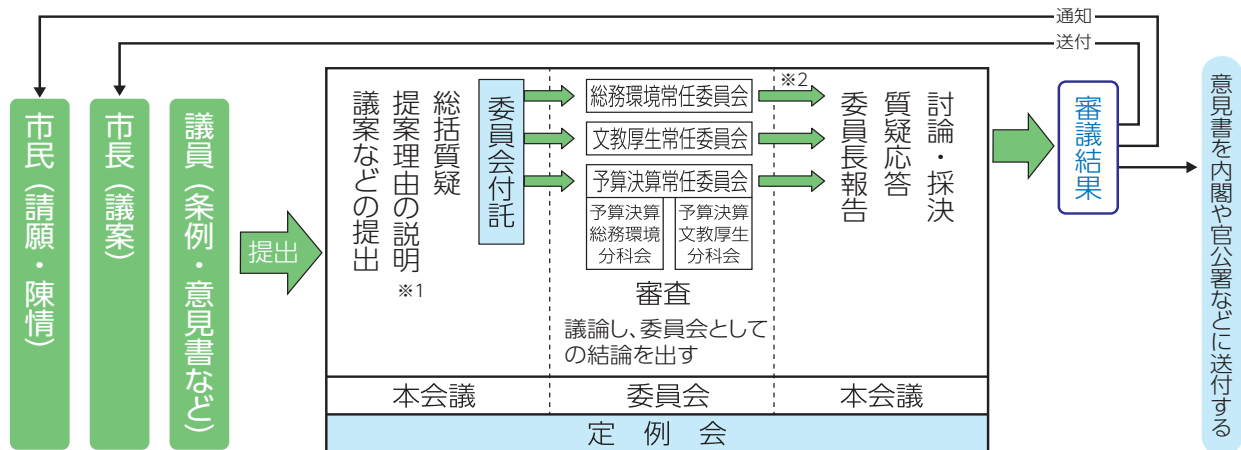
定例会と臨時会

市議会は、定例会と臨時会があり、ここで議会の意思を決定します。

和光市では3月・6月・9月・12月に定例会が開かれます。

臨時会は、次の定例会までの間に、議会の議決が必要になったときに開かれます。

定例会の審議順序



議会の招集

議会の招集は、市長の権限です。また、議員定数の4分の1以上の者から招集の請求があった場合には、市長はこれを招集しなければなりません。

会期の決定

会期(定例会の会議を行う期間)を決めるのは議会の役割です。会派から選ばれた議員によって構成される議会運営委員会で内定し、本会議で議長が諮って決めます。

議案などの提出

議会は3つのルートから提出された議案などの審議をします。

- ① 市長から提出された議案
市の様々な事業に関する条例や予算などの議案
- ② 議員や委員会から提出された議案(決議・意見書を含む)
- ③ 市民などから提出された請願・陳情(5ページ参照)

本会議

全議員が議場に集まって会議を行うのが本会議です。本会議は、提出された議案などを審議し、市議会の最終的な意思を決めたり、一般質問や施政方針に対する代表質問を行ったりする大切な会議です。

施政方針に対する代表質問

会派の代表者が、3月定例会で行う市長の施政方針に対して、所信を質し、説明などを求め質問するものです。

総括質疑

委員会審査に先立ち、本会議で行う議案に対するの疑義を質すために行う発言です。

一般質問

市政全般について、各議員が様々な角度から、執行機関に対し事務の執行状況及び将来に対する方針等について報告、説明を求めて質問するものです。市民要望を交えながら議員自身の意思に基づいて、質問することにより、より良き方向へ執行機関の回答を引き出す、各議員が力を発揮する場です。

市議会の権限

議決

市長や議員から提出された議案などを審議して、議会の意思を決めることを議決といいます。これは市議会の仕事の代表的なものです。

議決する事項は、地方自治法第96条に定められており、その主なものは、次のとおりです。

- ① 条例の制定、改正、廃止をすること
- ② 予算を決めること
- ③ 決算を認めること
- ④ 市の税金、使用料、手数料などに関すること
- ⑤ 1億5千万円以上の工事や製造の請負契約及び2千万円以上の土地などの売買の契約を締結すること
- ⑥ その他、法律や条例などにより市議会の権限とされていること

このほか、議長や副議長の選挙、特別委員会の設置など、市議会内部のことを決定します。

市政のチェック

市政が正しく運営されているかどうか、市の仕事の状況を聞いたり、問題点を指摘したりすることも市議会の大切な仕事です。

本会議で一般質問を行うことや、委員会で報告を受けたり、質問を行ったりすることで市政をチェックしています。

さらに、定例会ごとに監査委員から出納検査などの報告を受け、事務の執行状況や出納のチェックをしています。

また、予算(補正予算、特別会計予算等含む)及び決算(特別会計決算等含む)は、予算決算常任委員会に付託します。十分な審査をした後、市政の適正な執行に資する意見をまとめています。

意見書の提出と決議

市民生活に重要なことでも、それが国や県の仕事であるため、市だけでは解決できないことがあります。このようなときには、関係機関に解決を求めるため、意見書を提出します。意見書の提出は、地方自治法により意見書提出権として認められており、議決に基づいて国会や関係行政庁に対して行うことができます。

また、議会の意思を表明するため決議を行うこともあります。

▼令和5年第1回臨時会 議長選挙風景



請願・陳情の審査

請願・陳情制度は、市民などの声を直接政治に反映させようとするものです。

市議会では、市政についての要望や意見を請願や陳情の形で受けています。

これらの請願や陳情については、慎重に審査し、その内容が妥当であり、施策に反映させるべきであると判断した場合は採択とします。また、そうでないものは不採択とします。採択されたものは、市長その他関係機関にその実現を要望します。

請願は紹介議員が必要であり、陳情は必要としません。和光市議会では陳情も必要と認めるものは請願と同様に扱い審査をしています。

なお、請願・陳情代表者には、審査結果をお知らせします。

請願書（陳情書）の書き方

① 請願の場合、紹介議員1人以上の署名又は記名押印が必要です。

議員に請願の紹介を求める場合は、内容を把握するために必要な時間を考慮して、ゆとりをもって連絡してください。

② 請願(陳情)者の住所、署名(自筆)又は記名押印が必要です。

請願(陳情)者が多いときは、請願(陳情)書の末尾に署名簿を添え、本文には代表者の住所、氏名を記載し、ほか〇〇名としてください。(署名簿にも署名(自筆)又は記名押印、住所を記入してください。)

③ 場所などを示した方がわかりやすいものについては、現地の略図をつけてください。

④ 定例会の招集告示日前日の午後3時まで提出された請願(陳情)は、その議会で審議し、その後に提出されたものは、次の議会での取り扱いになります。

書式(例)

(請願書)	(陳情書)	(署名簿)																																				
<p>【件名】 _____ に関する請願 【要旨】 _____ _____</p> <p>【理由】 _____ _____</p> <p>令和 年 月 日 和光市議会議長 様</p> <p>紹介議員 氏名 _____ 印 氏名 _____ 印 (※紹介議員一人以上の署名(自筆)又は記名押印が必要です。)</p> <p>請願代表者 住所 _____ 印 氏名 _____ 印 (署名(自筆)又は記名押印が必要です。)</p>	<p>【件名】 _____ に関する陳情 【要旨】 _____ _____</p> <p>【理由】 _____ _____</p> <p>令和 年 月 日 和光市議会議長 様</p> <p>陳情代表者 住所 _____ 印 氏名 _____ 印 住所 _____ 印 氏名 _____ 印 住所 _____ 印 氏名 _____ 印 (住所(自筆)又は記名押印が必要です。)</p> <p>(※陳情の提出者が市内に住所を有しない方で、市内に在籍し、又は在学する場合 勤務先又は学校名 _____ 所在地 _____)</p>	<p>_____ に関する請願(陳情)署名簿 【要旨】 _____ _____</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住所</th> <th>印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(署名(自筆)又は記名押印が必要です。)</p>	氏名	住所	印																																	
氏名	住所	印																																				

紙の大きさはA4版です

※詳しくは、市議会ホームページをご覧くださいか、
議会事務局 (TEL 048-424-9108) へ、お問い合わせください。

■ 委員会 ※ () 内は会派名

議案や請願・陳情のほか、市議会で取り扱う問題は、数が多く内容もいろいろな分野にわたっています。そこで、これらをいくつかの部門に分けて、専門的、効率的に審査するために委員会を設置しています。

条例によって常に設置される「常任委員会」と「議会運営委員会」、特定の問題を調査する必要がある場合に設置される「特別委員会」があります。議員は総務環境常任委員会又は文教厚生常任委員会のいずれか一方及び予算決算常任委員会に所属することになっています。会議は原則公開ですので、どなたでも傍聴することができます。

議会運営委員会 定数6名

市議会の円滑な運営、議会内の申し合わせの確認などを行う委員会です。

- ・会期の日程を決める
- ・議会の会議規則、委員会条例などに関する事項
- ・議長の諮問に関する事項
- ・議案、陳情等の審査
- ・市議会だより等の編集など

委員長 安保 友博(やさしい未来へ歩む会)

副委員長 鎌田 泰春(国民民主党・日本維新の会)

委員 吉田 武司(緑風会) 伊藤 妙子(公明党)

菅原 満(新しい風・希望)

議長 富澤 啓二(議長は会派に属さず)

オブザーバー 副議長 小嶋 智子(やさしい未来へ歩む会) 赤松 祐造(和光・まちづくり市民の会)

萩原 圭一(改革会) 吉田 活世(日本共産党)

常任委員会

■ 総務環境常任委員会 定数9名

企画部、総務部、市民環境部、都市整備部、危機管理室、会計管理者、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び上下水道部の所管に関する事項、また、他の委員会に属さない事項を担当します。

主に市政の企画、政策、財政、人事、市民生活、環境、道路、建築、防災、上下水道に関する議案などを扱います。

委員長 吉田 武司(緑風会)

副委員長 待鳥 美光(新しい風・希望)

委員 安保 友博(やさしい未来へ歩む会)

齋藤 幸子(公明党)

渡邊 竜幸(緑風会)

小嶋 智子(やさしい未来へ歩む会)

岩澤 侑生(国民民主党・日本維新の会)

富澤 啓二(議長は会派に属さず)

■文教厚生常任委員会 定数9名

福祉部、健康部、子どもあんしん部及び教育委員会に関係する事項を担当します。

主に保健福祉、介護保険、保育、学校教育、社会教育、公民館、図書館、スポーツ、青少年問題に関する議案などを扱います。

委員長 赤松 祐造(和光・まちづくり市民の会)

副委員長 伊藤 妙子(公明党)

委員 松永 靖恵(やさしい未来へ歩む会) 吉田 活世(日本共産党)
片山 義久(緑風会) 萩原 圭一(改革会)
菅原 満(新しい風・希望) 鎌田 泰春(国民民主党・日本維新の会)
内山 恵子(緑風会)

■予算決算常任委員会 定数18名

予算及び決算に関する議案などを扱います。委員は全議員で構成されます。

委員長 菅原 満(新しい風・希望)

副委員長 萩原 圭一(改革会)

特別委員会

特別委員会とは、2つ以上の常任委員会の所管にわたる事件や、特に重要な案件で集中的に審査するために設置される委員会のことで、委員会条例で議決により設置します。

議会以外の各種委員等

市の行政を進める上で、市民の意見などを反映するために、各種委員会や審議会が設けられています。これらの委員会や審議会などに議会からも構成員として選出されています。

各種委員会等の名称と選出議員

委員会等名称	選出者数	選出議員名
監査委員	1名	内山 恵子
朝霞地区一部事務組合議会	1名(議長)	富澤 啓二(議長は規約による)
	4名	松永 靖恵 吉田 活世 伊藤 妙子 吉田 武司
都市計画審議会	4名	渡邊 竜幸 萩原 圭一 菅原 満 岩澤 侑生
民生委員推薦会	1名	齋藤 幸子
青少年問題協議会	1名	片山 義久
朝霞和光資源循環組合議会	1名(議長)	富澤 啓二(議長は規約による)
	3名	安保 友博 待鳥 美光 鎌田 泰春

議会の構成

市議会議員

和光市議会の議員定数は18人です。任期は4年で、その間、市民の代表として、市政をどのように進めていくかを決めていく大切な役割を務めます。

現在の議員は、令和5年4月の一般選挙で選ばれ、任期は令和5年4月30日から令和9年4月29日までです。

議長・副議長



議長 富澤 啓二
(令和5年5月19日就任)



副議長 小嶋 智子
(令和5年5月19日就任)

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、議場の秩序を保ち、会議を順序よく進める役割や、議会事務局の職員を指揮監督して、議会運営の事務をとらせます。また、市議会の代表として、いろいろな会議への参画や他の機関との協議を行っていきます。

副議長は、議長が欠けたときや不在のときに、議長に代わり議会の運営を務めます。

会派

政党が同じであったり、市政に対して同じような考え方や意見をもった議員は会派をつくって活動しています。

会派には、それぞれ代表者が選ばれています。令和5年7月1日現在の会派は、次のとおりです。

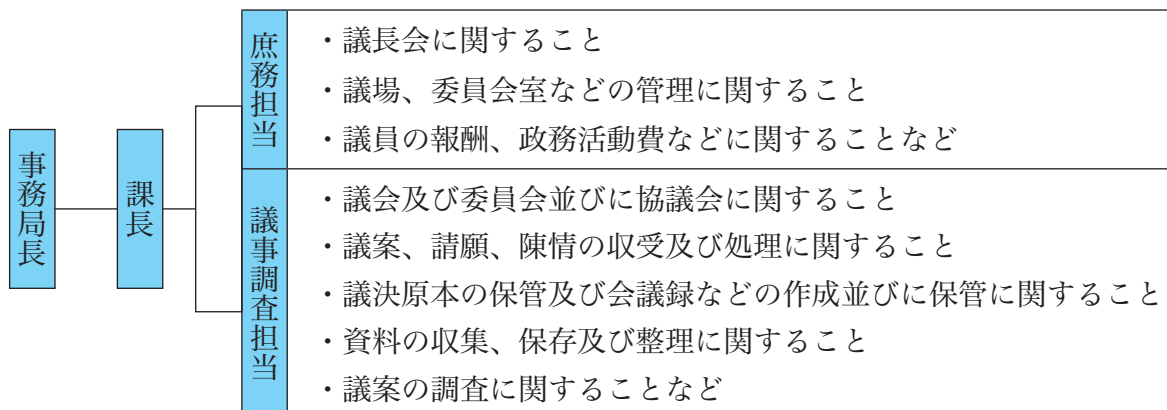
・緑風会	4名
・やさしい未来へ歩む会	3名
・公明党	2名
・日本共産党	1名
・新しい風・希望	2名
・国民民主党・日本維新の会	2名
・和光・まちづくり市民の会	1名
・改革会	1名

※議長は会派に属せず

※名簿は11～12ページに掲載

議会事務局 TEL 048-424-9108 (直通) FAX 048-463-2835

議会がその使命を十分発揮できるよう、議会の事務、本会議、委員会の準備や進行の手伝い、記録の作成、議会活動のための調査、図書室の管理などを行っています。



議員報酬等

議員報酬・期末手当(令和5年7月1日現在)

		議 長	副議長	常任委員長及び 議会運営委員長	議 員
議 員 報 酬		437,000 円	392,000 円	377,000 円	367,000 円
期 末 手 当	6 月分 (100分の155)	812,820 円	729,120 円	701,220 円	682,620 円
	12月分 (100分の175)	917,700 円	823,200 円	791,700 円	770,700 円

※期末手当の算出は、報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に各月分の割合を乗じて得た額。

政務活動費

政務活動費は、地方自治法の規定に基づき、議員の資質向上のため、市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員個人に対して交付しています。

政務活動費の法的性格は、地方自治法第232条の2に基づく補助金とされており、議員の資質向上という目的に沿った支出が前提となります。

その年度内に生じた残金は、翌年度に繰り越すことはできず、返還することになっています。

政務活動費収支報告書は、議会図書室、市議会ホームページ、市役所3階行政資料コーナー、市図書館本館・図書館下新倉分館でご覧いただけます。

政務活動費の額

- ・ 議員個人に対して、月額20,000円を四半期ごとに交付
- ・ 最高年間24万円

政務活動費を充てることができる経費

- ・ 研究研修費
- ・ 調査旅費
- ・ 資料作成費
- ・ 資料購入費
- ・ 広報費
- ・ 広聴費
- ・ 人件費
- ・ 事務所費

議会の公開

傍聴

本会議、委員会及び全員協議会は、原則公開しています。議場の傍聴席は、一般席44席のほか、記者用4席、車椅子用等のスペースがあります。

傍聴をご希望の方は、議事堂2階の議会事務局で受付をお願いいたします。

また、手話通訳や要約筆記者の手配も無料で行います。ご希望の方は、傍聴する日の2週間前までにお申し込みください。

児童及び乳幼児は、傍聴席を利用することはできませんが、小さなお子さんと一緒に傍聴できるモニター傍聴室(第3委員会室)を用意していますので、議会事務局にご相談ください。

会議録等の閲覧・検索

本会議の会議録や委員会等の記録は、議会図書室、市役所3階行政資料コーナー、市図書館本館・下新倉分館、各公民館(本会議の会議録のみ)で閲覧できます。市議会ホームページでも、会議録検索システム等により会議録や記録の閲覧やキーワード入力による検索ができます。

●和光市議会会議録検索システム

<https://ssp.kaigiroku.net/tenant/wako/SpTop.html>



本会議ライブ中継・議会録画配信

本会議のライブ中継及び録画映像をインターネットで配信しています。録画配信は、キーワードによる検索ができます。

●和光市議会本会議ライブ中継・録画配信

https://smart.discussvision.net/smart/tenant/wako/WebView/rd/council_1.html



市議会だより

定例会を中心とした市議会の活動状況について、定例会ごとに年4回(2月、5月、8月、11月)「わこう市議会だより」を広報わこうの特集号として発行しています。

目の不自由な方のために、CDによる「声のわこう市議会だより」も発行しています。ご希望の方は、議会事務局へお問い合わせください。

また、市議会ホームページでは、音声データを公開しています。

議会報告会

市民の皆さんとの情報共有と開かれた議会を目指すため、議会報告会を開催しています。市の予算と決算の審査内容等を報告するほか、意見交換会を開催しています。日程や内容については決まり次第、市議会だより、市議会ホームページ等でお知らせします。

市議会ホームページ

定例会・臨時会・委員会等の開催予定、審議結果、市議会だより、会議録、インターネット議会録画配信などを公開しています。ぜひご覧ください。

●和光市議会ホームページ

<https://www.city.wako.lg.jp/home/shigikai.html>



■ 議員名簿 令和5年7月現在 ※下の○回は、当選回数を表します

緑風会（4名）



代表者

よし だ たけ し
吉田武司

下新倉4-15-1
TEL 462-0545
4回



うち やま けい こ
内山恵子

下新倉3-2-71
TEL 468-4976
3回



かた やま よし ひさ
片山義久

新倉3-1-63-304
TEL 090-5512-6165
1回



わた なべ たつ ゆき
渡邊竜幸

新倉2-11-60
TEL 090-6358-0083
1回

やさしい未来へ歩む会（3名）



代表者

あん ほ とも ひろ
安保友博

丸山台3-13-8-103
TEL 234-4247
3回



こ しま とも こ
小嶋智子

丸山台1-2-7-802
TEL 468-8297
3回



まつ なが やす え
松永靖恵

西大和団地4-10-510
TEL 090-6899-5417
2回

公明党（2名）



代表者

い とう たえ こ
伊藤妙子

南1-24-20-203
TEL 462-5399
2回



さい とう さち こ
齋藤幸子

新倉2-19-31
TEL 463-6966
1回

日本共産党（1名）



よし だ いく よ
吉田活世

南1-10-8
TEL 468-9281
1回

新しい風・希望（2名）



代表者

すが わら みつる
菅原満

下新倉3-14-21
TEL 462-8180
9回



まち どり よし こ
待鳥美光

本町31-8-214
TEL 080-5684-8222
4回

国民民主党・日本維新の会（2名）



代表者

かま だ やす はる
鎌田泰春

南1-8-14-103
TEL 070-4578-2943
1回



いわ さわ ゆう き
岩澤侑生

白子3-40-8-2D
TEL 070-9045-1838
1回

和光・まちづくり市民の会（1名）



あか まつ ゆう ぞう
赤松祐造

新倉 2-17-86
TEL 465-6998
4回

改革会（1名）



はぎ わら けい いち
萩原圭一

下新倉3-3-67-203
TEL 090-7371-8627
2回

議長（会派に属せず）

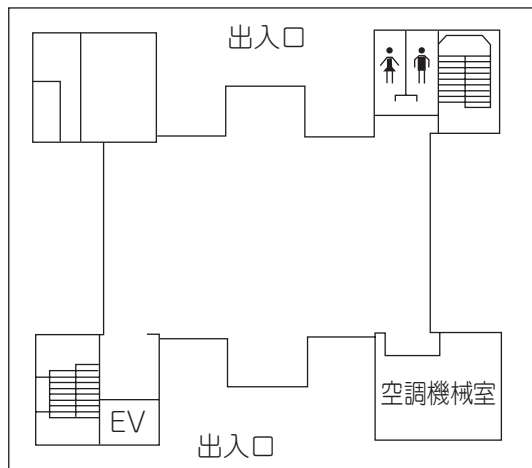


とみ ざわ けい じ
富澤啓二

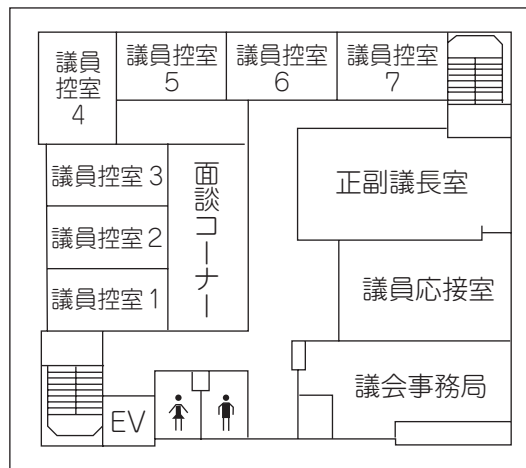
南1-22-8
TEL 467-0897
3回

議事堂案内図

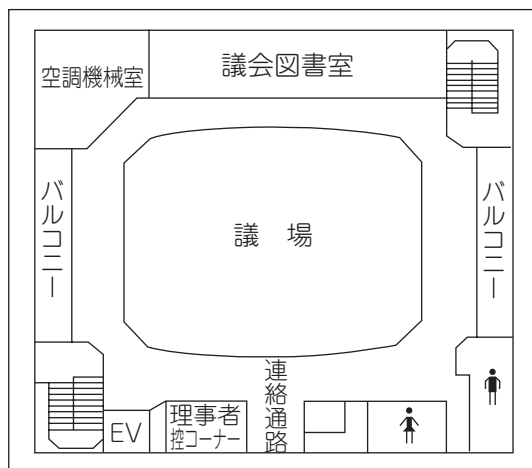
1F



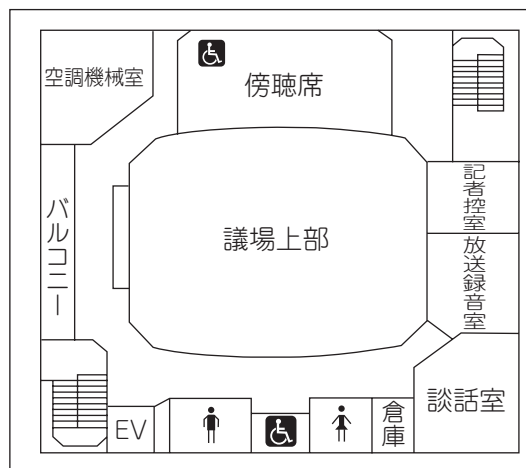
2F



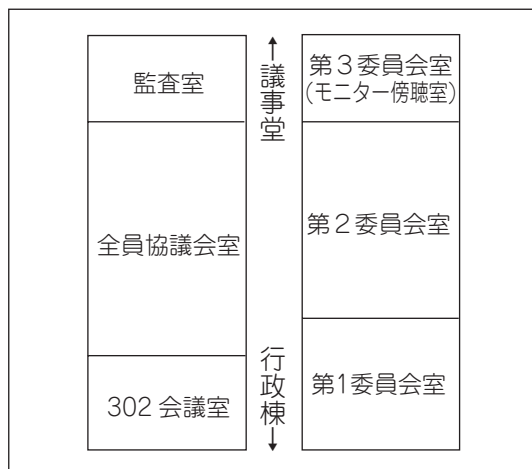
3F



4F



3F 連絡通路



※モニター傍聴室は、本会議開催時に開設します。

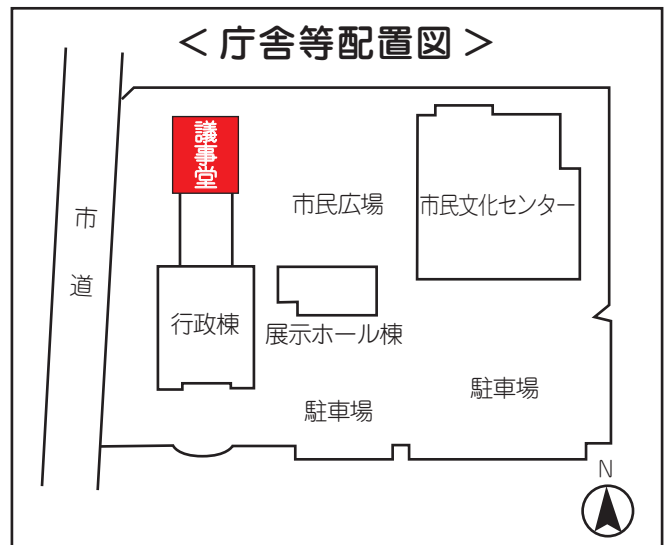




< 案内図 >



< 庁舎等配置図 >



東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線
和光市駅南口から徒歩 15 分

発行 和光市議会

編集 和光市議会議会運営委員会

連絡先 埼玉県和光市広沢 1-5

TEL 048-424-9108

FAX 048-463-2835

発行年月日 令和5年7月